

様式第1号（第7条関係）

随 意 契 約 理 由 書

契約内容	件名等	(契約番号) 4 2 6 3 0 0 0 1 3 7 原町あずま保育園給食調理器具購入
	履行場所	原町あずま保育園
	種類	物品購入
	概要	原町あずま保育園再開に伴い、長期間放置され錆や腐食が進み使用に耐えない業務用給食調理器具や保育充実のために新たに業務用給食調理器具を購入するもの。
相手方	名称	タニコー株式会社福島営業所東福島出張所
	代表者	所長 原 隆彦
	所在地	南相馬市小高区福岡字白山 311
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	2号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	3号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	4号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	6号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	7号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	9号	落札者が契約を締結しないとき
随意契約理由の説明	<p>【具体的に記入すること】</p> <p>今回購入する調理器具類は、既存の調理器具との取替のため、収納スペースの関係からそれぞれの規格・寸法等が限られており、その仕様を満たす製品を扱っているのは当該業者のみであるため、随意契約としたい。</p>	
工事等担当課名 { 幼児教育課 }		

地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

様式第1号（第7条関係）

随 意 契 約 理 由 書

契約内容	件名等	(契約番号) 4 2 6 3 0 0 0 1 5 1 小学校教師用教科書、指導書及び指導資料購入
	履行場所	市内小学校（原町第一小学校、高平小学校、石神第一小学校、石神第二小学校を除く）
	種類	物品購入
	概要	平成27年度から小学校の教科書が改訂となることから、教師用の教科書、指導書及び指導資料を購入する。
相手方	名称	株式会社 広文堂 南相馬出張所
	代表者	所長 北村 定男
	所在地	南相馬市原町区旭町二丁目48番地
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	2号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	3号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	4号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	6号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	7号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	9号	落札者が契約を締結しないとき
随意契約理由の説明	<p>【具体的に記入すること】</p> <p>教師用教科書、指導書及び指導資料の流通経路は一般書籍と異なり、都道府県におおむね1ヶ所ある教科書供給会社から受持ち学校を指定された書店でしか購入できず、かつ定価販売であることから、市内で教科書取扱書店に選定されている当該業者との随意契約とする。</p>	
<p>工事等担当課名〔 教育委員会事務局 学校教育課 〕</p> <p>地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。</p>		

様式第1号（第7条関係）

随 意 契 約 理 由 書

契約内容	件名等	(契約番号) 4 2 6 3 0 0 0 1 5 4 小学校教師用教科書、指導書及び指導資料購入(原一小ほか3校)
	履行場所	原町第一小学校、高平小学校、石神第一小学校、石神第二小学校
	種類	物品購入
	概要	平成27年度から小学校の教科書が改訂となることから、教師用の教科書、指導書及び指導資料を購入する。
相手方	名称	合資会社 叶屋
	代表者	代表社員 佐藤 篤行
	所在地	南相馬市原町区本町二丁目102番地
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	2号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	3号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	4号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	6号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	7号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	9号	落札者が契約を締結しないとき
随意契約理由の説明	<p>【具体的に記入すること】</p> <p>教師用教科書、指導書及び指導資料の流通経路は一般書籍と異なり、都道府県におおむね1ヶ所ある教科書供給会社から受持ち学校を指定された書店でしか購入できず、かつ定価販売であることから、市内で教科書取扱書店に選定されている当該業者との随意契約とする。</p>	
工事等担当課名 [教育委員会事務局 学校教育課]		

地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。